

平成27年8月25日

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人 弁護士

様

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
(旧称) あいち消費者被害防止ネットワーク
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒460-0002
名古屋市中区丸の内2-18-22
三博ビル8階
事務局長 外山孝司
TEL: 052-265-9258
FAX: 052-265-9259

ご回答及びご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴職より平成27年7月9日付け再々回答書にて、挙式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版（以下「本契約書」といいます。）に関する当団体の平成27年5月21日付け再々申入書に対するご質問等をいただきました。

そこで、ご提示いただいたご質問等に対し、別紙のとおりご回答及びご連絡をいたします。

貴職の見解や対応についてご検討いただき、平成27年9月末日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書の内容、貴職からの回答の有無及び回答内容、当初申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

敬具

第1 ご回答事項、および改めての申入れ（再々申入書と同趣旨の申入れ）

1 申入れの趣旨（1）・「契約決定と致します」との文言変更について

本契約書第9条1段落が、レンタル商品に関する規定であることを前提とした部分は当団体の誤りであり、訂正致します。

もともと、当団体の申入れの趣旨は、「業者へ発注致します」との文言が、貴社とは別法人へ発注するかのように読め、誤解を招くから訂正すべきであるという点にありました。

「販売商品に関しましては、…8日以降契約決定と致します」という表現に修正されるということであれば、上記趣旨に沿うものであると考えますので、そのようにご修正頂ければと存じます。

2 申入れの趣旨（2）・改訂例に関するお問合わせについて

改訂例は、当団体が把握している資料等（公開を前提とせず収集した資料を含んでいます。）を踏まえ、一つの目安としてご提案したものです。貴社が、貴社の平均的損害から考えてこの改訂例のとおりに修正することが妥当でない¹と主張されるのであれば、貴社の平均的損害をお示しいただいた上、貴社が妥当と考える条項（対案）を明示してください。

3 申入れの趣旨（3）・割引後のレンタル価格以上の損害が発生するとのご主張について

貴社は、一定の事情の下、損害を甘受しているものであるとか、営業機会の喪失を踏まえれば割引後のレンタル価格以上の損害が発生することは否定できない等と主張されていますが、いずれも理由とはなりません。

契約が取り消されなかった場合に貴社が得られる利益が、実際に契約したレンタル価格（割引後のレンタル価格）にとどまる以上、取り消された場合に貴社に²応じる損害がこれを上回ることは、具体例を挙げるまでもなく、あり得ません。

よって、この点について、再考の上ご回答ください。

第2 ご連絡事項

今後、平成27年5月21日付け再々申入書及び本書にご回答される場合には、修正に応じられる部分については修正後の条項（対案）を明示されたうえで、理由をお示しください。

また、修正に応じられないと主張される部分については、根拠をお示しください。

上記いずれの場合においても、貴社の平均的損害額がわかる資料等をお示しになる場合には、事前に、当該資料の概要をお知らせいただき、これが営業秘密に該当すると認められる場合に限り、貴社に不当な損害が発生しないよう相当な内容の合意をすることは可能です。

以 上